専門機関特権・免除条約の附属書XVⅢ(世界観光機関)、 国際獣疫事務局アジア太平洋地域代表事務所に関する特権・免除協定

1. 国際機関に対する特権・免除と今国会提出の特権・免除に関する国際約束

世界で広く活動する国際機関はその職員等を含め、その任務の国際性、中立性、独立性等を保障するため、本部や事務所等の所在地国・活動国等において、外交使節団及びその公館等に対する外交上の特権・免除・免除・に類似する一定の特権・免除を享有している。ただし、個々の国際機関に対する特権・免除の認め方やその内容は一様ではなく、国際機関の種類や任務の特性等に応じて差異が見られる。例えば、普遍的な国際機関である「国際連合」(現在(2020年2月現在、以下同じ。)、193か国が加盟)及び国際連合の「専門機関」²に対しては、①「国際連合特権・免除条約」(1946年9月発効(日本は1963年4月加入)、現在162か国が参加)及び②「専門機関特権・免除条約」(1948年12月発効(日本は1963年4月加入)、現在129か国が参加)において、それぞれ所在地国等における一定の特権・免除の享有が認められている。これらの条約の適用対象に含まれない国際機関については多くの場合、③各国際機関が本部等の所在地国等との間で特権・免除を認めてもらうための国際約束を個別に締結しているほか、④各国際機関の設立を規定する国際約束に一定の特権・免除を付与するための規律を設けている例も見受けられる³。

2020年3月10日、第201回国会(常会)において、「専門機関特権・免除条約の附属書 X V Ⅲ」(閣条第15号)及び「国際獣疫事務局アジア太平洋地域代表事務所に関する特権・免除協定」(閣条第16号)が提出された。なお、前者は上記②の類型に、後者は上記③の類型にそれぞれ該当する特権・免除に関する国際約束となる。

2. 専門機関特権 · 免除条約の附属書 X V Ⅲ (世界観光機関) の概要

「専門機関特権・免除条約の附属書XVⅢ」(以下「本附属書」という。)は国際連合の専門機関ごとに作成された「専門機関特権・免除条約」の附属書の一つであり(表を参照)、同条約に定める規定に必要な修正を加えた上で、世界の観光振興を主導する世界観光機関(UNWTO)⁴に対し、任務遂行に必要な範囲で特権・免除を付与する旨を定めている。

¹ 外交使節団等に対する特権(例:公館・公文書等の不可侵)・免除(例:裁判権・行政権(例:課税)からの 免除)は、「外交関係に関するウィーン条約」(1964年4月発効、日本も同年批准)に規定されている。

² 国連憲章第 57 条及び第 63 条に基づき国際連合の経済社会理事会との間に連携協定を有する国際機関であり、現在 15 種 20 の専門機関等が存在している (日本は全ての専門機関等に加盟している)。

³ 例えば、日本に本部等を置く国際機関に対する③の形態の国際約束には、「北太平洋漁業委員会特権・免除協定」(2017年6月発効)、④の形態の国際約束には、「アジア開発銀行設立協定」(1966年8月発効)等がある。

^{4 1975}年に設立され 2003年に国際連合の専門機関(本部:スペイン・マドリード)となった。現在 158 の加盟国、6 の準加盟国(香港、マカオ、プエルトリコ(中米)、アルバ(中米)、フランダース(欧州)及びマイデラ自治地域(欧州))、500以上の賛助加盟員(観光関係の機関・企業)等が活動に関与している。

表 「専門機関特権・免除条約」の各附属書の締結状況

附属書	専門機関等	日本締結	附属書	専門機関等	日本締結	附属書	専門機関等	日本締結	附属書	専門機関等	日本締結
I	国際労働機関 (ILO)	0	VI	国際復興開発銀行 (IBRD)	0	ΧΙ	世界気象機関 (WMO)	0	хv	国際農業開発基金 (IFAD)	未締結 ※ 2
п	国連食糧農業機関 (FAO)	0	VII	世界保健機関 (WHO)	0	ХI	国際海事機関 (IMO)	0	X VII	国連工業開発機関 (UNIDO)	未締結 ※ 2
Ш	国際民間航空機関 (ICAO)	0	VIII	万国郵便連合 (UPU)	0	ΧШ	国際金融公社 (IFC)	0	хw	世界観光機関 (UNWTO)	未締結
IV	国連教育科学文化機関 (UNESCO)	0	IX	国際電気通信連合 (ITU)	0	ХIV	国際開発協会 (IDA)	0		国際投資紛争解決センター (ICSID)	ж з
V	国際通貨基金 (IMF)	0	х	国際避難民機関 (IRO)	未締結 ※ 1	x v	世界知的所有権機関 (WIPO)	0		多数国間投資保証機関 (MIGA)	ж з

※1 1952年解散。附属書は失効(日本は国連加入当時から未締結)※2 附属書を未締結(ただし、親条約の「専門機関特権・免除条約」の規定が適用されることに加え、各機関の設立憲章に一

※3 附属書は未作成(ただし、日本は各機関の設立条約の規定に基づき一定の特権・免除を付与している)

定の特権・免除を付与するための規定が整備されている)

(出所) 外務省資料を基に筆者作成

日本は観光先進国として、国際連合における観光を通じた途上国支援等を積極的に支援しており、1995年にはUNWTO唯一の地域事務所「アジア太平洋センター」が大阪府に開設されるなど(2012年に奈良県に移転)、これまでUNWTOとの協力関係を深めてきた。こうした中、日本政府はUNWTOからの累次にわたる同センターに対する特権・免除付与の要請や、アジア太平洋地域の観光政策の推進に引き続き主導的役割を果たす必要性等を踏まえ、本附属書(2008年7月発効、現在18か国が参加)の締結を決定した。

本附属書は、専門機関特権・免除条約の規定に必要な修正(例:準加盟国の代表への加盟国代表と同じ特権・免除の付与(1項)、UNWTOの活動に関与する専門家や賛助加盟員の代表者への一定の特権・免除又は便益の付与(2項及び3項)等)を加えた上で、同条約に定める法人格の付与、文書及び構内の不可侵、訴訟手続の免除、直接税及び関税の免除、加盟国の代表者・専門機関職員への出入国制限等の免除等を認める旨を定めている。

3. 国際獣疫事務局アジア太平洋地域代表事務所に関する特権・免除協定の概要

「国際獣疫事務局アジア太平洋地域代表事務所に関する特権・免除協定」(以下「本協定」という。)は、世界の動物衛生の向上を主導する「国際獣疫事務局」(OIE) 5の「アジア太平洋地域代表事務所」(東京、1992年設置)に対して、法人格の付与(第2条)、文書及び施設の不可侵(第3条及び第4条)、訴訟手続の免除(第6条1等)、直接税及び関税の免除(第7条1等)、職員への出入国制限等の免除(第10条1 (c))など、UNWTOと同様に、任務遂行に必要な範囲で特権・免除等を付与する旨を規定している。

日本は地域代表事務所の設置国として、世界の主要な家畜生産地域の一つであるアジア太平洋地域の動物衛生に関する活動について中核的な役割を果たしてきた。こうした中、日本政府は、OIEからの累次にわたる同事務所に対する特権・免除付与の要請や他の地域代表事務所(欧州(ロシア)等4拠点)及び準地域代表事務所(東南アジア(バンコク)等8拠点)への特権・免除付与の状況等を踏まえ、2019年12月20日に本協定に署名した。

(上谷田 卓・外交防衛委員会調査室)

⁵ 1924 年に設立された国際機関(本部:フランス・パリ、現在182 か国及び地域が加盟)であり、家畜伝染病に関する研究・調査の促進、疫病の発生及び撲滅に関する情報の収集及び各国への通報等を実施している。